

事業系ごみの減量施策について

1 古紙の分別義務化導入等について

これまでの取組みと課題を踏まえ、古紙の資源化誘導策として、「平成32年度を目途に古紙分別義務化を導入すること」、また、自己搬入ごみに含まれる産業廃棄物が増加傾向にあることから、「木くずの搬入を禁止すること」等が概ね了承された。(参考資料2)

なお、これらの施策の実施にあたり出された意見については、下記のとおり対応していく。

主な意見		対応
古紙の分別義務化について	①他都市の効果や課題等の知見を十分に活かすこと。	○先進都市の取組みを参考にし、許可業者・古紙回収業者と十分に協議していく。 ○啓発・誘導については、より排出事業者が取り組みやすいよう導入時期を明示後、分別導入の意義等をわかりやすく説明していく。
	②許可業者と古紙回収業者からの意見を聴取し課題と対策を整理した上で進めること。	
	③排出事業者へ古紙分別義務化時期を明示後に啓発・誘導を実施すること。	
	④排出事業者が古紙の分別に組みやすくなるようにわかりやすく説明すること。また、「分別を行う意義」など意識を変える啓発も行うこと。	
木くずの搬入禁止について	⑤脱焼却への施策誘導として、市のこれまでの取組みや導入理由等を丁寧に説明すること。	○市民・排出事業者に対し、民間資源化施設の充実等の状況を説明し、木くずの搬入禁止について理解を求めていく。

2 食品廃棄物などその他の減量施策について

ごみ処理基本計画に定めるごみ減量目標を達成するため、食品廃棄物に係る減量施策などについて、引き続き循環型社会構築部会で審議し、着実なごみ削減に繋げていく。

※ 循環型社会構築部会出席者

開催日時：平成30年11月28日(水)10:00～12:00 アクロス福岡 6階 608会議室

出席者：松藤 康司	委員 (部会長)	二渡 了	委員 (会長)
阿部 真之助	委員	勢一 智子	委員
平 由以子	委員	田中 綾子	委員
久留 百合子	委員	松野 隆	委員